

議第4号

国道8号彦根～東近江（仮称）に係る補正後の環境 影響評価書について

- 1.第 14 章 準備書について意見を有する者の意見
の概要と都市計画決定権者の見解
- 2.第 15 章 準備書についての知事意見と都市計画
決定権者の見解
3. 第 16 章 評価書についての国土交通大臣意見及
び都市計画同意見者意見と都市計画決定権者の対応
4. 環境影響評価の概要

第14章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境影響評価準備書を環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条及び第18条第1項の規定に基づき、令和5年9月29日から10月30日まで縦覧に供し、令和5年9月29日から11月14日まで意見を求めたところ、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第18条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見の提出がありました。

準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表14-1に示すとおりです。

表 14-1(1) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
1. 騒音・振動	
(1) 住宅地の振動、騒音対策はどのようなものか。	<p>環境影響評価の結果を踏まえ、騒音については必要に応じて「遮音壁の設置」などの環境保全措置を適切に実施することにより、できる限り環境影響を回避または低減します。</p> <p>振動については、要請限度を下回ると予測されます。</p> <p>なお、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
(2) 騒音についてもバイパスから20m以内では、騒音振動が昼夜を問わず70dB以上となる。五個荘奥町は静かな農村集落であり、国道8号線バイパスが新設されると、これまでの静かな集落とは大きく環境が変化することを危惧しています。	<p>自動車の走行に係る騒音は、環境保全措置の実施により、対象道路については、環境基準を満足するとの結果を得ています。</p> <p>対象道路以外の道路においては、当該道路管理者および事業者が連携・調整を図りながら、将来における交通量の状況等を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じます。</p> <p>なお、詳細な計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全に十分配慮します。また、事業実施にあたっては、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p>
(3) 自動車の走行特記として、「東近江市五個荘奥町」については、対象道路の騒音値は超過しませんが、対象道路以外の影響により超過しますとあり、必要に応じて対策を講じますとありますが、環境保全処置の「遮音壁の設置」の予定区間には記載がありません。近隣の県道も含めた環境保全処置を明確に願います。	<p>自動車の走行に係る振動の予測は、道路構造および交通条件が変化するごとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定しています。</p> <p>東近江市の盛土区間の予測については、「東近江市南清水町」の予測位置で行っており、予測結果は、要請限度を下回ると予測されます。</p>
(4) 振動項目3項の中で、工事車両の運行の中には当地域はありますが、永久に生活環境に変化をもたらすこととなる自動車の走行項目に当該地域が予測地点に含まれていないことの理由を明確にしてください。尚、当該地域も予測地点に加えて頂くことを要望します。	<p>自動車の走行に係る振動の予測は、道路構造および交通条件が変化するごとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定しています。</p> <p>東近江市の盛土区間の予測については、「東近江市南清水町」の予測位置で行っており、予測結果は、要請限度を下回ると予測されます。</p>

表 14-2 (2) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
2. 日照阻害	
(1) 自治会内の家によっては、真横に国道 8 号線バイパスが通るため、5 時間以上の日陰と風が通らなくなることから家屋が湿気る。	日照阻害の調査、予測および評価については、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所)に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。
(2) 道路建設による日照阻害の予測を行っているが、その予測条件が道路建設地の土地利用や住居状況に適合していないので予測結果も不正確となっている。そのため、今後、道路建設を行う段階や建設後に地域住民と大きな問題を生じるのではないかと。道路建設地は都市計画の用途地域指定も無い農村地域がほとんどで、住宅は 2 階建までの低層住宅であるにもかかわらず、日照阻害の予測条件や判定時間を中高層住居よりまだ条件の悪い準工業地域の準住居地域を使用して日照阻害がほとんど生じないとしているのは地域住民の信頼を裏切る行為ではないかと。	予測の結果、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 51 年 2 月 23 日建設省計用発第 4 号)の公共施設の設置後の日陰時間を超過する日影が生じると予測されます。 そのため、環境保全措置として、事業者の実行可能な範囲内で、「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」を実施し、高架構造物の桁高の検討、桁下空間の確保により、日照阻害の影響をできる限り低減させることとしています。 また、事業実施段階において必要に応じて同規定に基づき適切に対処します。
(3) 特記事項に日照阻害は、「東近江市五個荘付近」において参考となる値を超過しますが、環境保全処置を実施することで、環境負荷を低減しますとありますが、具体的にどの様な日照不足対策があるのか明確にして頂きたい。我が家の日照対策としては、バイパス道路を数十 m 南へ計画変更して頂くだけで、解消できるものと考えます。検討願います。	

表 14-3 (3) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
2. 日照障害 (続き)	
<p>(4) 高上式だと農地の日照不足が心配されます。さらに農地買い上げにより三角形の農地ができないよう、また、細い農地とならないよう用地の工夫を願います。日照不足も含め農地の保全対策を明確にしてください。できない場合は、土地改良等を実施し、耕作が安定してできるように保証してください。</p>	<p>農作物については、環境影響評価における検討対象としておりませんが、事業実施段階、または、供用後において農作物に問題が生じた場合、本事業との関連が明らかになれば、補償等の適切な措置を講じることとします。</p> <p>なお、対象事業に必要な用地については、事業実施段階で説明いたします。</p>
<p>(5) 道路建設地の大部分は水田であり、水稲への影響評価を行う必要がある。水田の場合の予測高さは $H=4.0\text{m}$ ではなく $H=0.0\text{m}$ となるので影響範囲は更に大きくなる。水田への影響基準が無ければ作って評価し、建設段階で地域住民とボタンの掛け違いが生じ道路建設が止まる事の無いようにして欲しい。さらに、日照障害は本線と同時に建設される側道 (市道や町道) の融雪にも影響するので、国道整備で側道の融雪装置を整備する根拠としても予測する高さを $H=0.0\text{m}$ としておくことは重要ではないか。</p>	
<p>(6) 当該バイパスの線形から農地を斜めに分断すると共に、バイパス北側の農地の一部が日照不足となることが懸念されます。計画ルート上でのぶどう栽培や水田の耕作をしておりますが、バイパスが通過することで、四角な水田が台形となり、耕作しづらい水田となってしまいます。農地の三角田への対応、農地の日照不足への影響や対応処置を明確にして頂きたい。</p>	
3. 景観	
<p>(1) のどかな田園風景の甲良町内を高さのある構造で東西に分断する計画となっているが町のイメージも悪くなり、景観が非常に悪い。気象条件も変化すると考えられる。それを払拭するスマートな構造の検討を願う。</p>	<p>景観の調査、予測および評価については、「道路環境影響評価の技術手法 (平成 24 年度版)」 (平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所) に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。</p>
<p>(2) 景観についても環境保全処置を講じますとありますが、我が家の目の前にバイパスが計画されており、景観どころか目の前にはバイパスの構造物しか見えない状況となりますが、この環境保全処置を明確にして頂きたい。</p>	<p>予測の結果を踏まえ、環境保全措置として「構造物 (橋梁等) 及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」および「地形改変部 (法面含む) の緑化」を行い、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避または低減します。</p>

表 14-4 (4) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画	
(1) 盛土区間において、異常気象による線状降水帯の長時間発生時の洪水、犬上川の堤防決壊、洪水時の排水構造はどのような計画か。	<p>環境影響評価については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。</p> <p>詳細な計画は、事業実施段階において検討しますが、盛土構造となる部分における内水の流れなど周辺地域への浸水被害の防止等も考慮しますので、内水の流れに著しい影響は生じないと考えております。</p> <p>また、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p>
(2) 東近江市五個荘奥町は過去何度も洪水被害に遭遇しています。嵩上式による盛土だと濁流が集落に留まる危険があるので、高架にしてください。	
(3) 近江鉄道線路上の愛知川洪水による濁流の排水設備は、現在 3 か所です。国道 8 号線バイパスの新設より濁流が集落に留まる危険があるので、新たな濁流排水設備を増設してください。	
(4) 小規模な宅地開発においても治水の安全性について検討がなされ利害関係者への説明が行われるのになぜ、このような大規模の道路建設で治水の安全性について予測評価がされていないのか。	
(5) 高盛土形式の道路が建設されて明治 29 年の様な大豪雨 (597 mm/日) が発生すると、高盛土道路の上流側は洪水がせき止められて水害範囲が拡大することになるので、治水安全性について予測評価をすべきである。建設段階の説明会で要望が出ても時遅しであり早い段階から予測評価すべきである。	
(6) 盛土の計画高はどれ位なのか。	<p>盛土材は、掘削工事等により発生した建設発生土を再利用する計画です。</p> <p>なお、詳細な計画は、事業実施段階において検討し、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p>
(7) 盛土の土砂はどこから調達する計画なのか問う。	
(8) 台風や強風時、風の流れが従来より変化するが検討されているのか。	<p>環境影響評価については、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、専門家等の意見を踏まえ適切に実施しています。</p> <p>本事業の実施に伴う風の影響については、環境影響評価の対象としていませんが、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
(9) 環境影響評価項目の追加に風の影響についても検討項目に加えて頂きたい。当該地域は 1 月から 3 月に北北西の強風が吹き、バイパスが風を遮ることとなるためこの影響についても検討願いたい。	

表 14-5 (5) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画（続き）	
<p>(10) 役場付近交差点で上り入口（彦根方面）下り出口が（彦根方面から）、池寺下之郷線千交差点で下り入口（大阪方面へ）登り出口（大阪方面から）の計画になっているが、町道池寺下之郷線を県道昇格には東海道新幹線高架下を拡幅しないと昇格は見込めない。高架下を改良なりアンダーパスや新幹線越えの高架計画は JR 東海は認めないとの事。これを解決しないと大型車の通行利用が増えることは見込めない、北落呉竹線交差点に大阪・彦根方面の出入口にするのが得策と考えるが問う。</p>	<p>対象道路との接続箇所は、地形等に配慮しつつ、広域ネットワークを形成する路線との接続を踏まえて計画しています。</p>
<p>(11) 計画のランプ位置では、五個荘奥町周辺道路の交通量の激増が予想されます。よって、ランプ位置（国道 8 号線バイパスの出入り口）を栗見八日市線 52 号に変更してください。</p>	
<p>(12) 工事完了後には側道を設けるのか。</p>	<p>側道の設置や県道、町道の交差点改良については、事業実施段階において地域の交通状況や周辺道路の整備状況を踏まえ、関係機関と協議等を行います。</p>
<p>(13) BP 工事に当っては現行道路を利用せねばならないが、将来を見据えて県道、町道の交差点改良も併せてお願いしたい。</p>	
<p>(14) 集落へ侵入する車両が多くなるので、五個荘奥町周辺（県道 328 号、御代参街道、奥三俣線）道路の拡幅と交通安全整備（横断歩道、信号等）を願います。</p>	
<p>(15) 愛知川の架橋について、橋脚設置により水流が変化し洪水が心配されます。丈夫な愛知川河岸となるよう再整備してください。</p>	<p>渡河部においては、河川の改変を極力抑えるとともに、河川の機能を確保し、河川の流れを阻害しない河川幅を確保した計画とします。 また、橋脚の設置を予定している芹川、犬上川および愛知川では、低水路に接しない位置に橋脚を設置するとともに、橋脚の断面積を大きくしない計画とします。 なお、事業実施段階において、河川管理者と協議のうえ、必要な対策について検討を行います。</p>

表 14-6 (6) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画 (続き)	
(16) 現計画より南側(建部下野町側)へ宅地から50m以上(少しでも遠くへ)離してください。	対象地域では、日常的な渋滞の発生により、高速ICまでのアクセス性が悪く産業活動や観光振興の妨げになっています。
(17) 栗見八日市線52号を御代参街道に合流させるなど県道328号を堤防下に設ければ、国道8号線バイパスが愛知川堤防の高さで交差でき嵩上の高さを低くできます。また、高压電線をより高くすることもできます。上記のような工夫をし、高压電線より国道8号線バイパスを南へ移動してください。	また、渋滞に付随して国道8号では追突事故が多数発生しており、渋滞を回避するために幅員の狭い生活道路へ交通が流入することから、歩行者と車両の接触事故の危険性も高い地域となっています。 これらの産業、渋滞、事故、観光に関わる課題を解決するために、都市計画対象道路事業では、「産業振興の促進」「渋滞の緩和」「交通安全の確保」「観光振興の促進」の4つの政策目標を設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的としています。
(18) 本件道路事業計画の予定ルートでは、五個荘奥町を通ることに成っていて、申出人の所有する田畑や山林が、6~8筆も掛かってくることに成りそうであり、1筆だけが掛かってくるというようなことでは全くない訳であり、この予定ルートでは、申出人にとって、生活権の侵害であり、到底当該計画に同意することはでき兼ねるので、先ず最初に、当該計画の予定ルートの変更(白紙撤回)を求める。尚、予定ルートの変更(白紙撤回)がどうしても出来ないと言うのであれば、五個荘奥町地区周辺の予定ルートは、地下を利用して、地下トンネル道路にする以外に、方法はないものと考えて頂きたい。地下トンネル道路であれば、仮に将来、何処からか、ミサイルが飛来するようなことが有っても、一時的に、地下トンネル道路に避難することも可能であり、防空壕の替わりになり、一石二鳥である。	道路事業の効率的な実施に関し、平成28年度から計画段階評価の手続きを実施しており、構想段階における道路計画のアンケート調査や「社会資本整備審議会道路分科会 近畿地方小委員会(以下、近畿地方小委員会)」を3回実施し、県民等や関係する地方公共団体の長からの意見、近畿地方小委員会での有識者の意見等を踏まえ、総合的に検討してきました。 検討の結果、近畿地方小委員会での有識者や県民等の意見を踏まえ、複数案としていたルート帯のうち、以下の選定理由により「山側ルート」を対応方針として決定しました。 なお、周辺土地利用や円滑な走行性等を勘案し、現計画が最適であると考えております。
(19) 五個荘奥町地区周辺の予定ルートには、関電の鉄塔送電線(特別高压7.7万V送電線)が通っており、この関電の鉄塔送電線の北側に沿うように、当該道路の予定ルートが計画されており、五個荘奥町集落内へ食い込む状態に成り、五個荘奥町集落内の住民らの迷惑は、全く顧みないデタラメな予定ルートに成っていて、到底同意することはでき兼ねるので、この予定ルートの変更(白紙撤回)を求める。尚、五個荘奥町地区周辺の予定ルートに掛かってくる、関電の鉄塔送電線(特別高压送電線)から、南へ500メートル位離れた位置にも、関電の鉄塔送電線(特別高压送電線)が通っているので、両方の鉄塔送電線(特別高压送電線)の中間(カルナハウスの南側)を通るように、この予定ルートの変更(白紙撤回)を求める。何れにしても、地下トンネル道路とする必要がある。	<p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 「山側ルート」は、「産業振興の促進」、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」、「観光振興の促進」の全ての政策目標に寄与する。 地域の意見聴取結果において、政策目標に関しては「産業振興の促進」、「渋滞の緩和」、「交通安全の確保」、「観光振興の促進」の全てについて重視すべきとする意見が寄せられており、「都市計画道路活用ルート」および「山側ルート」が適している。 配慮事項としては、「生活環境(騒音、大気汚染)への影響」、「市街地からのアクセス」、「影響する家屋」への配慮を望む意見が多く寄せられており、「山側ルート」は、特に「生活環境(騒音、大気汚染)への影響」、「影響する家屋」に対して配慮することができる。 従って、総合的に判断して「山側ルート」が適していると考えます。 <p>なお、詳細な計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全に十分配慮します。また、事業実施にあたっては、住民等に対して事前の十分な説明や的確な情報提供等に努めます。</p>

表 14-7(7) 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
4. 事業計画（続き）	
<p>(20) 五個荘奥町地区周辺の予定ルートでは、近江鉄道との交差箇所や一級河川愛知川との交差も有るため、当該予定ルートの工法は、盛土や橋梁方式により、地上高さ5メートル位の、高架道路を計画しているようであるが、とんでもない事である。東近江市五個荘地区には、既に、新幹線の高架鉄道が通っていて、五個荘地区は、この新幹線の高架鉄道の、盛土や橋梁の壁により、完全に、東西に分断された状態にあり、地元に住む住民らにとっては、全く無用の長物であり、申出人は、この新幹線の高架鉄道の下を通る毎に、盛土や橋梁の壁により、息苦しさを感ずる日々である。この上更に、本件道路事業計画の予定ルートは、東近江市の五個荘奥町周辺地区では、地上高さ5メートル位の、盛土や橋梁方式による、高架道路が予定されていて、今度は、この高架道路の盛土や橋梁の壁により、五個荘地区は、南北に分断される状態に成り、地元に住む住民らにとっては、この高架道路の盛土や橋梁の壁も、全く無用の長物であり、申出人は、この高架道路の盛土や橋梁の壁を、想像しただけでも、胸が悪くなり、吐き気さえ催す日々である。五個荘奥町周辺地区に住む、地域住民らが望む、国道8号バイパス道路は、その基本として、地上を通る道路であり、それ以外念頭になく、結果的に、五個荘地区を盛土や橋梁方式の壁で、東西南北に、4分割するような、こうしたデタラメな計画は、100%受け入れることなど、決してないので、予定ルートの変更（白紙撤回）をされたい。</p>	<p>同上</p>
<p>(21) ルートの白紙撤回に関して、本件道路事業計画の予定ルートは、一旦、白紙撤回として、その代替提案に、現在の国道8号の位置より、琵琶湖側（西側）の位置に、バイパス道路を設けるように、検討されたい。</p>	
<p>(22) 現在、五個荘奥町周辺地区に必要な橋や道路は、県道328号の奥新橋からの続きで、一級河川愛知川左岸からこの河川を渡って、右岸側の県道に通じる橋や道路が、早急に、必要に迫られている状況である。</p>	
<p>(23) 降雪時の除雪対策、雪捨場はどこか。降雪時には融雪剤を使用されると思うが塩害防止策、排水処理方法はどうか。</p>	<p>融雪剤（凍結防止剤）は、路面から道路の排水路に流入する計画としており、公共用水域に流入後、速やかに拡散・希釈されるものと考えています。</p>
<p>(24) 路面入水等の処理について、田の用水路へ混入しないように専用排水路を大同川まで設置するとともに、田の用排水路の整備をしてください。</p>	<p>なお、降雪時の除雪対策及び路面排水の処理方法については、事業実施段階で必要に応じ、関係機関と協議等を行い、適切に対処します。</p>
<p>(25) 田んぼを斜めに通過する計画になっているが土地買収方法は。</p>	<p>対象事業に必要な用地については、事業実施段階で説明いたします。</p>

第15章 環境影響評価準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づき、令和6年5月30日に環境保全の見地からの滋賀県知事の意見が提出されました。

準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解は、表15-1に示すとおりです。

表15-1(1) 準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>[全般的事項(1)]</p> <p>本事業は、国道8号の改築事業として、彦根市から近江八幡市にかけて複数の市町に跨る延長約23.6kmの4車線の道路を整備するものであり、対象事業実施区域が農地、河川、住宅地等の様々な地域と重なる事業計画となっている。このため、事業実施にあたっては、周辺の土地の利用や自然環境の状況に応じて、適切な環境保全措置を講じること。</p> <p>特に、準備書に示された予測評価結果では、事業実施により騒音の環境基準を超過する地域や、日照障害が生じる地点が認められることから、これらの影響を極力低減すること。</p>	<p>事業実施にあたっては、周辺の土地の利用や自然環境の状況に応じて、適切な環境保全措置を講じます。</p> <p>特に騒音、日照障害に関しては、環境保全措置として、「遮音壁の設置」、「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」等を実施し、できる限り影響を低減するよう適切に対処します。</p>
2	<p>[全般的事項(2)]</p> <p>道路事業は、環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要することが想定される。このため、対象事業実施区域およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果や環境保全措置の内容を見直すこと。</p> <p>その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。</p>	<p>事業実施段階においては、対象事業実施区域及びその周辺における社会的状況又は自然的状況に関する情報を収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価や環境保全措置の検討を行います。</p> <p>その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家等への意見聴取を行うとともに、最新の知見や技術を踏まえて効果的な環境保全措置を採用するよう努めます。</p>
3	<p>[全般的事項(3)]</p> <p>本事業は、既存道路における渋滞の解消を目的の一つとして実施されるため、騒音・振動や温室効果ガスについては、本事業の実施による環境影響だけでなく、既存道路における改善効果も含めた広域的な視点での予測評価の実施を検討すること。</p>	<p>事業実施段階においては、本事業の供用前後における広域的な温室効果ガス排出量の変化の把握及び既存道路における騒音・振動の変化の把握について検討します。</p>
4	<p>[全般的事項(4)]</p> <p>評価書の作成にあたっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えること等により、住民にとってより分かりやすい内容とすること。</p>	<p>評価書の作成にあたっては、準備書における誤植等を修正しました。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、住民にとってより分かりやすい内容となるように配慮しました。</p>

表 15-1(2) 準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
5	<p>〔個別的事項(1)〕騒音 施設供用後の予測評価結果において、本事業の実施により環境基準を超過する地域の多くでは、防音壁の設置等の環境保全措置が検討されているが、本事業の対象道路以外の影響により環境基準を超過する地域では、環境保全措置の検討が十分ではない。これらの地域においても、必要に応じて環境保全措置を検討する等、事業実施による影響の低減に努めること。</p>	<p>本事業の対象道路以外の道路の影響により環境基準を超過する地域では、事業実施段階において、当該道路管理者及び事業者が連携・調整を図りながら、将来における交通量の状況等を勘案し、必要に応じて環境保全対策を講じます。</p>
6	<p>〔個別的事項(2)〕水環境 水底の掘削等に係る水の濁りの影響を低減するため、環境保全措置として「仮締切工法による直接流水に接しない施工」や「仮設材料による一時的な流路の切り回し」等を実施することとされているが、その検討に当たっては、河川の水象・水質に加え河床材料等も把握し、河川の特性に適合した施工方法を選択すること等により、その効果を十分発揮させること。また、水の濁りは、アユ等魚類の移動阻害の要因にもなるため、必要に応じて工事の実施時期にも配慮すること。</p>	<p>事業実施段階における具体的な環境保全措置の検討にあたっては、河川の水象等を把握し、河川の特性に適合した施工方法を採用するよう努めます。また、必要に応じて工事の実施時期にも配慮します。</p>
7	<p>〔個別的事項(3)〕動物 予測評価結果において、重要な種全ての生息環境が保全されると評価され、環境保全措置として「移動経路の確保」、「使用重機の配慮」等を実施することとされているが、事業実施による生息域の消失、分断等の影響をできる限り回避または低減するよう、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。その際、移動能力の低い小型動物と移動能力の大きい大型動物とでは保全対策が異なることから、特に重要な種に関しては、その種の特性に十分配慮し環境保全措置を講じること。</p>	<p>事業実施段階において、できる限り影響を回避又は低減するよう、必要に応じて種の特性に配慮した環境保全措置を適切に講じます。</p>
8	<p>〔個別的事項(4)〕動物・植物 環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要することが想定されるため、追加の現地調査等を行い、工事着手前における動物・植物の生息・生育の状況を把握するとともに、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講じること。また、工事車両の通行や道路の機能復旧のための工事により、動物や植物に現時点で予測し得ない環境上の影響が生じると考えられる場合は、専門家等の意見を踏まえ必要に応じて適切な処置を講じること。</p>	<p>事業実施段階においては、必要に応じて、追加の現地調査等を行い、動物・植物の生息・生育の状況を把握するとともに、その状況を踏まえた適切な環境保全措置を講じます。また、現段階で予測し得ない著しい影響が生じると考えられる場合には、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

表 15-1(3) 準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
9	<p>[個別的事項(5)] 景観</p> <p>対象道路が視認でき、主要な眺望景観および身近な自然景観の変化が生じるおそれのある地点を予測地点とし、県や市の景観計画を踏まえた予測評価が行われているが、対象事業実施区域の一部は、滋賀県景観計画（令和5年4月）に記載されている「国道307号沿道景観形成地区」、「芹川河川景観形成地区」および「宇曾川河川景観形成地区」の景観重要区域と重なることから、これらの区域における沿道景観や河川景観の変化に着目した予測評価も実施すること。</p> <p>また、数kmに渡る橋梁構造や盛土構造の道路が設置されることから、そのデザインや色彩、法面の緑化等については、農地や田園風景等の周辺景観、さらには地域全体と調和したものとなるよう十分配慮すること。</p>	<p>景観の予測評価は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人 土木研究所）に基づき、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観（主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観）を対象に実施しています。</p> <p>事業実施段階における具体的な環境保全措置（「構造物（橋梁等）及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」及び「地形改変部（法面含む）の緑化」）の検討にあたっては、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」（平成21年4月1日、国土交通省）を踏まえて、滋賀県景観計画（令和5年4月）に記載されている「国道307号沿道景観形成地区」、「芹川河川景観形成地区」及び「宇曾川河川景観形成地区」の景観重要区域における沿道景観や河川景観の変化も含め適切に予測及び評価を実施し、農地や田園風景等の周辺景観、地域全体との調和に十分配慮したうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
10	<p>[個別的事項(6)] 文化財・伝承文化</p> <p>対象道路により文化財、伝承文化の周辺環境や利用状況の変化はほとんど生じないと予測され、改変される既存道路に対してはアクセスルートが分断されないよう近傍に付け替え道路を整備するとされているが、これらの環境保全措置を具体的に検討する際には、文化財の場所や祭礼および神事の実施場所だけでなく、祭礼の巡行ルートや氏子の居住地域等の祭祀圏、また集落等の地域住民の生活圏が分断されないよう十分配慮すること。</p>	<p>事業実施段階において、関係機関や地域住民等の意見を踏まえ、文化財及び伝承文化への影響をできる限り回避又は低減するよう、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。</p>

表 15-1(4) 準備書についての知事意見と都市計画決定権者の見解

No.	知事意見	都市計画決定権者の見解
11	<p>[その他 (1)] 対象事業実施区域を管轄する市町長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意すること。</p>	<p>対象事業実施区域を管轄する市町長から提出された環境の保全の見地からの意見の内容に十分留意します。</p>
12	<p>[その他 (2)] 土地の改変に伴う地下水および治水への影響、本事業に関連して実施される工事による各環境要素への影響、施設供用後における自動車走行時のタイヤ摩耗等で発生する道路粉じんによる影響等、環境影響評価の対象としていない事項についても、必要に応じて適切な対策を講じること。また、全国各地で発生している局所的・集中的な降雨等の気候変動への対応についても考慮すること。</p>	<p>事業実施段階においては、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>
13	<p>[その他 (3)] [全般的事項 (2)] のとおり、本事業は、工事着手までに相当の期間を要することが想定されることから、評価書に係る手続き終了後も、必要に応じて事業計画や環境保全措置を地域住民に説明すること。</p>	<p>事業実施段階においては、事業計画や環境保全措置の内容について、地域住民に説明します。</p>
14	<p>[その他 (4)] 本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行います。</p>

第16章 環境影響評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条の規定に基づき、令和7年2月6日に環境保全の見地からの国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見が提出されました。

評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応は、表16-1に示すとおりです。

表 16-1(1) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応

No.	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
1	<p>1. 総論</p> <p>(1) 調査、予測及び評価の再実施</p> <p>本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について、現段階では予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施すること。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<p>「事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、社会環境、生活環境及び自然環境の状況について、現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化を考慮した上で、生活環境及び自然環境への影響について、調査、予測及び評価の項目を再検討し、調査、予測及び評価を再実施します。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。」と第12章に記載しました。(P12-1)</p>
2	<p>(2) 環境保全措置の具体化</p> <p>今後の詳細な設計等に伴い具体化する環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、具体化においては、専門家等の意見や検討に当たっての主要な論点、対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。</p>	<p>「環境保全措置の具体化にあたっては、これまでの調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、透明性及び客観性の確保に努めつつ、十分な検討を行います。」と第12章に記載しました。(P12-1)</p>
3	<p>(3) 地域住民等への丁寧な説明</p> <p>本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、上記(1)及び(2)を踏まえた本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<p>第12章に記載のとおり、工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧な説明に努めます。(P12-1)</p>

表 16-1(2) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者と都市計画決定権者の対応

No.	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
4	<p>2. 各論</p> <p>(1) 建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音対象事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定されている箇所があり、建設機械の稼働に係る粉じん等の降下量及び騒音の予測値が一部の地点で基準値等を超過し、環境保全措置の実施を前提とすることで基準値等以下となると予測されている。</p> <p>このため、散水、仮囲い・防音パネルの設置、低騒音型建設機械の採用等の対策を実施することで、建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音を回避又は極力低減すること。また、本事業によるこれらの影響が十分に低減できていないと判断された場合には、必要な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音については、第 11 章第 1 節及び第 2 節に記載した環境保全措置を実施することで、建設機械の稼働に係る粉じん等への影響及び騒音による影響を回避又は極力低減します。また、事業実施段階において、必要に応じて工事中の粉じん等及び騒音の監視等を行い、建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音による影響が十分に低減できていないと判断された場合には、第 12 章に記載のとおり、必要な環境保全措置を講じます。(P11-1-140～141、P11-2-16～17、P12-1)</p>
—	<p>(2) 自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定されている箇所があり、現況において自動車騒音の環境基準を超過している地点が存在する。また、本事業の実施により、供用時に相当程度の交通量が見込まれるとともに、一部の区間において高架部（橋梁工）の道路構造が計画されていることから、日照障害による地域住民の生活環境への影響が懸念される。</p> <p>このため、本事業の実施による自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害による影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。</p>	—
5	<p>ア 自動車の走行に係る騒音に対する環境保全措置を適切に実施すること。また、自動車の走行に係る騒音による影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。</p>	<p>自動車の走行に係る騒音については、第 11 章第 2 節に記載した環境保全措置を適切に実施します。また、事業実施段階において、関係機関の調査結果等を踏まえ、自動車の走行に係る騒音による影響が十分に低減できていないと判断された場合には、第 12 章に記載のとおり、専門家等の技術的助言を踏まえ、必要な措置を講じます。(P-11-2-95～100、P12-1)</p>
6	<p>イ 本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間に、必要な種類及び設計のものを設置すること。また、その位置、高さ、材質等の決定に当たっては、地域住民からの意見等も踏まえ、日照障害等も考慮した上で決定すること。加えて、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。</p>	<p>「本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間に、必要な種類及び設計とする。また、位置、高さ、材質等については、地域住民からの意見等も踏まえ検討し、日照障害等も考慮した上で決定する。加えて、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努める。」と第 11 章第 2 節に記載しました。(P11-2-100)</p>

表 16-1(3) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者と都市計画決定権者の対応

No.	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
7	<p>(3) 廃棄物等</p> <p>ア 工事に伴い発生する廃棄物は、できる限り再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類及び発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、適正に処理すること。</p>	<p>工事に伴い発生する廃棄物については、第11章第12節に記載のとおり、建設発生土は再生利用を図り、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は工事の際には分別解体し、再資源化できないものについては、関係法令に基づいて適正に処理・処分します。また、「工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた適正な処理方法（再資源化を含む）及び処分先を決定するよう努めます。」と第11章第12節に記載しました。</p> <p>(P11-12-2、P11-12-4)</p>
8	<p>イ 工事に伴う建設発生土は約 87 万 m³ と予測されており、その全量を対象事業実施区域内で再利用するとしている。建設発生土の仮置場を設置する場合は、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避して設置場所を選定すること。併せて、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>工事に伴う建設発生土については、第11章第12節に記載のとおり、事業内利用を促進し、建設発生土の発生量を回避・低減します。また、第3章第3節に記載のとおり、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定にあたり、周辺の生活環境及び自然環境への影響に配慮し、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。(P11-12-5、P3-33)</p>

表 16-1(4) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者と都市計画決定権者の対応

No.	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
9	<p>(4) 温室効果ガス等</p> <p>2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減する目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、関連する施策の進捗状況を注視し、事業計画に適切に反映させていくことが重要である。</p> <p>地球温暖化対策計画に基づく2030年度目標の達成に向けては、省エネ性能の高い機器の活用等による工事中の温室効果ガスの排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再生可能エネルギーの導入等を進めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討するなど、温室効果ガスの排出削減に向けた取組に努めること。</p> <p>また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映すること。</p> <p>加えて、都市計画決定権者である滋賀県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮すること。</p>	<p>第3章第3節に記載のとおり、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネルギー設備の導入、道路管理に必要な電力について再生可能エネルギーの導入等を進めます。また、第15章に記載のとおり、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討します。なお、第3章第3節にも「本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討する等、温室効果ガスの排出削減に努めます。」と追記しました。(P3-34、P15-1)</p> <p>さらに、「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。」と第3章第3節に記載しました。(P3-34)</p> <p>加えて、第3章第3節に記載のとおり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮します。(P3-34)</p>
-	<p>以上の内容を補正後の評価書に適切に記載すること。</p>	-

環境影響評価の概要

1 事業概要

(1) 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者の名称：

滋賀県 滋賀県知事 三日月大造

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

(2) 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地：

国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範

大阪府大阪府中央区大手前一丁目5番44号

(3) 対象事業（都市計画対象道路事業）の名称等：

- ・ 名称 国道8号 彦根～東近江（仮称）
- ・ 種類 法第2条第2項第1号イに規定する一般国道の改築の事業
- ・ 規模 延長約23.6km、4車線道路

(4) 対象事業実施区域（都市計画対象道路事業が実施されるべき区域）：

彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、
犬上郡多賀町

※ 環境影響評価法第38条の6第1項の規定により、対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合などには、当該都市計画の決定・変更を行う都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、都市計画の決定・変更をする手続とあわせて当該対象事業についての環境影響評価の手続きを行うこととなっている。

2 手続きの経緯等

(1) 「配慮書の案」に係る手続き

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・配慮書の案の縦覧 | 平成30年9月27日から同年10月27日まで |
| ・住民意見の受付 | 平成30年9月27日から同年10月27日まで |
| ・配慮書の案についての意見照会 | 令和元年6月3日 |
| ・審査会意見の提出 | 令和元年6月4日 |
| ・知事意見の提出 | 令和元年6月7日 |

(2) 「配慮書」に係る手続き

- | | |
|----------------------|------------|
| ・環境大臣意見の提出（国土交通大臣あて） | 令和元年10月29日 |
| ・国土交通大臣意見の提出 | 令和元年11月18日 |

※ 当該事業においては、配慮書段階の手続として「配慮書の案」および「配慮書」が作成され、知事に対しては「配慮書の案」についての意見照会が行われ、国に対しては「配慮書」に対する意見照会が行われた。

(3) 「方法書」に係る手続き

- | | |
|----------|----------------------|
| ・方法書の送付 | 令和2年8月20日 |
| ・方法書の縦覧 | 令和2年8月25日から同年9月24日まで |
| ・住民意見の受付 | 令和2年8月25日から同年10月8日まで |

- ・審査会（1回目） 令和2年9月8日
- ・住民意見概要の送付 令和2年10月9日（意見なし。10/15受付。）
- ・審査会（2回目） 令和2年11月16日
- ・審査会意見の提出 令和2年12月15日
- ・知事意見の提出 令和2年12月24日

（4）準備書に係る手続き

- ・準備書の送付 令和5年9月26日
- ・準備書の公告縦覧 令和5年9月29日から10月30日まで
- ・住民意見の受付 令和5年9月29日から11月14日まで
- ・準備書説明会 令和5年10月21日（甲良町）、10月23日（豊郷町）、
10月24日（愛荘町）、10月25日（多賀町）、
10月26日（彦根市）、10月27日（近江八幡市）、
10月28日（東近江市）
- ・審査会（1回目） 令和5年10月30日
- ・審査会（2回目） 令和6年1月15日
- ・見解書の送付 令和6年2月1日
- ・見解書の縦覧公告 令和6年2月9日から3月8日まで
- ・公 聴 会 令和6年3月23日
- ・市町長意見の回答 令和6年3月29日
- ・審査会（3回目） 令和6年4月17日
- ・知事意見の公告 令和6年5月30日

【参考】予測評価結果の概要

(1) 環境影響評価項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	水底の掘削等	道路（地表式又は掘削式）の存在	道路（高上式）の存在	自動車の走行			
大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●								○	実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象が存在することから選定する。
		粉じん等	○	○									○
	騒音	騒音	○	○								○	実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象が存在することから選定する。
	振動	振動	○	○								○	実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象が存在することから選定する。
	低周波音	低周波音										●	実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象が存在することから選定する。
水環境	水質	水の濁り			●			●					実施区域及びその周辺には、河川等の公共用水域が存在することから選定する。
土壌に係る環境 その他の環境	その他の環境要素	日照阻害									○		実施区域及びその周辺には、住居等の保全対象が存在することから選定する。
動物		重要な種及び注目すべき生息地	●				○				○		実施区域及びその周辺には、重要な動物種の生息地及び注目すべき生息地が存在するとともに、重要な猛禽類の営巣地が存在する可能性があり、繁殖行動への影響を及ぼすおそれがあることから選定する。
植物		重要な種及び群落					○				○		実施区域及びその周辺には、重要な植物種・群落の生育地が存在することから選定する。
生態系		地域を特徴づける生態系					○				○		実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動植物の生息・生育基盤が存在することから選定する。
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					●				○		実施区域及びその周辺には、主要な眺望点及び景観資源が存在するとともに、自然環境の保全に係る法令等の指定地域が存在することから選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場					●				○		実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するとともに、自然環境の保全に係る法令等の指定地域が存在することから選定する。
廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○								工事の実施に伴い発生する建設副産物を実施区域外に搬出することから選定する。
文化財		文化財					●				●		実施区域及びその周辺には、文化財が存在することから選定する。

○:主務省令に示されている参考項目、●:主務省令に示されていない参考項目以外の項目

【参考】予測評価結果の概要

(2) 予測・評価結果総括

■本環境影響評価は、以下に示す**13の環境要素**について**予測・評価を実施**

- | |
|--|
| ①大気質 ②騒音 ③振動 ④低周波音 ⑤水質 ⑥日照障害 ⑦動物 ⑧植物 ⑨生態系 ⑩景観
⑪人と自然との触れ合いの活動の場 ⑫廃棄物等 ⑬文化財 |
|--|

■予測・評価結果

基準又は目標値、参考値を満足及び影響が無い又は小さいと予測・評価した項目

- ③振動 ④低周波音 ⑤水質 ⑦動物 ⑨生態系 ⑪人と自然との触れ合いの活動の場 ⑫廃棄物等

環境保全措置を実施することで、回避又は低減されていると評価した項目

- ①大気質 ②騒音 ⑥日照障害 ⑧植物 ⑩景観 ⑬文化財

■環境影響評価法及び滋賀県環境影響評価条例に基づく事後調査として、下記の調査を実施予定

項目	調査項目
⑧植物	移植又は播種した植物の生育状況



対象道路事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされていると評価

【参考】予測評価結果の概要

(3) 予測評価結果(1/2)

■: 予測結果において、基準又は目標値、参考値を超過した項目、及び影響が生じる項目

環境要素の区分 小項目	影響要因の区分 (調査、予測及び評価の手法 が同様の場合は集約)	予測結果	環境保全措置の概要 (◎: 計画段階で配慮、○: 結果は満足するが 実施、●: 結果が超過するので実施)	評価結果	事後調査
二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	建設機械の稼働	NO ₂ 、SPMともに基準値を満足。	◎排出ガス対策型建設機械の採用 ◎作業方法への配慮	○	—
	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行	NO ₂ 、SPMともに基準値を満足。	◎工事用車両の分散 ◎作業者に対する工事用車両の運行の指導	○	—
	自動車の走行	NO ₂ 、SPMともに基準値を満足。	—	○	—
粉じん等	建設機械の稼働	彦根市鳥居本町、多賀町木曾、 東近江市五個荘木流町において 参考値を超過 。	●散水 ◎作業方法への配慮 ○仮囲いの設置	○	—
	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行	参考値を満足。	○工事用車両の洗車 ◎工事用車両の分散	○	—
騒音	建設機械の稼働	多賀町木曾、甲良町法養寺、愛荘町東円堂、 東近江市五個荘平阪町において 基準値を超過 。	◎低騒音型建設機械の採用 ●防音パネルなどの遮音対策 ◎作業方法の改善	○	—
	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行	彦根市佐和山町、東近江市南清水町で基準値 を超過するが、現況値が既に基準値を超過して おり、工事用車両の走行は現況を悪化させない。	◎工事用車両の分散 ◎作業者に対する工事用車両の運行の指導	○	—
	自動車の走行	彦根市鳥居本町、多賀町木曾、甲良町横関、 甲良町法養寺、豊郷町雨降野、愛荘町市、愛 荘町東円堂(2)、東近江市南清水町、東近江市 五個荘奥町、近江八幡市安土町石寺において 基準値を超過 。	●遮音壁の設置	○	—
振動	建設機械の稼働	基準値を満足。	◎低振動型建設機械の採用 ◎作業方法の改善	○	—
	資材及び機械の運搬に用いる 車両の運行	要請限度を満足。	◎工事用車両の分散 ◎作業者に対する工事用車両の運行の指導	○	—
	自動車の走行	要請限度を満足。	—	○	—
低周波音	自動車の走行	参考値を満足。	—	○	—
水の濁り	切土工等、工事施工ヤード の設置及び工事用道路等の 設置	水の濁りの発生は抑制される。	◎仮設沈砂池や濁水処理施設の設置 ◎裸地化の抑制	○	—
	水底の掘削等	水の濁りの発生は抑制される。	◎仮締切工法による直接流水に接しない施工 ◎仮設材料による一時的な流路の切り回し等	○	—
日照障害	道路(嵩上式)の存在	多賀町多賀付近、東近江市五個荘奥町付近に おいて 参考値を超過 。	●高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫	○	—

【参考】予測評価結果の概要

(3) 予測評価結果(2/2)

■: 予測結果において、基準又は目標値、参考値を超過した項目、及び影響が生じる項目

環境要素の区分 小項目	影響要因の区分 (調査、予測及び評価の手法 が同様の場合は集約)	予測結果	環境保全措置の概要 (◎:計画段階で配慮、○:結果は満足するが 実施、●:結果が超過するので実施)	評価結果	事後調査
重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施(建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置)及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在	生息環境は保全される。	◎移動経路の確保 ◎使用重機の配慮 ◎濁水処理施設の設置 ◎河川への影響に配慮した施工 ◎道路照明の漏れ出しを防止した構造及び誘因性の低い照明の採用 ○工事関係者の教育	○	—
重要な種及び群落	工事の実施(工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置)及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在	ウリカワ等6種について、 生育環境は保全されない。	●重要な植物種の移植又は播種 ◎濁水処理施設の設置 ◎河川への影響に配慮した施工 ○工事関係者の教育	○	○
地域を特徴づける生態系	工事の実施(工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置)及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在	生態系は保全される。	◎移動経路の確保 ◎使用重機の配慮 ◎濁水処理施設の設置 ◎河川への影響に配慮した施工 ◎道路照明の漏れ出しを防止した構造及び誘因性の低い照明の採用 ○工事関係者の教育	○	—
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	工事の実施(工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在	「近江鉄道踏切」「甲良町公民館」「八坂神社」で 眺望景観に変化が生じる。	●構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討 ◎地形改変部(法面含む)の緑化	○	—
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施(工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置)及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在	「彦根周遊サイクルラリーコース」等の計5地点においてルートの改変が生じるが、付け替え道路を整備するほか、工事中にもう回路の確保等を行うため、触れ合い活動の場としての機能は確保され、利用性の変化や到達時間・距離の変化の影響も生じない。また、快適性の変化についてはほとんど生じない。	◎構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討 ◎サイクリングコース、アクセス道路等の移設・機能復旧	○	—
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	事業による建設発生土等の廃棄物等が発生するが、関係法令等に基づき適切に再利用、再資源化等を行うため、環境への影響は低減される。	◎事業内利用の促進 ◎再資源化施設への搬入	○	—
文化財	工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置)及び道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在	「佐和山城跡」(埋蔵文化財)等、計4地点、「小野町太鼓踊り」(伝承文化)等、計2地点で 直接改変が生じる。	●文化財保護法等に基づく適切な措置 ◎構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討 ◎地形改変部(法面含む)の緑化 ◎アクセス道路等の移設・機能復旧	○	—